

平成22年度 第15回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成22年10月7日(木) 午前10時00分～午前11時00分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚  
委員 高橋敬一  
委員 中原都

【事務局職員】

事務局長 西山秀雄 次長 加賀田啓  
任用課長 西尾孝之 給与課長 稲田将  
副主幹 懸樋順一 副主幹 新高謙一  
副主幹 川口豊長

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成22年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)【保健師(警察職員)】の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 職員の昇任選考について

議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第4号 人事委員会規則の一部改正について

5 会議の公開・非公開

議案第3号、議案第4号を公開とし、議案第1号、議案第2号を非公開とした。

6 議事

(1) 議案第1号

平成22年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)【保健師(警察職員)】の第1次試験合格者

の決定について、事務局が説明し、原案どおり決定した。

【説明】

① 実施結果

職 種	公告時採用 予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数	第1次試験 合格者数	受験率	受験競争率
	(A)	(B)	(C)		(C/B)	(C/A)
	名程度	名	名	名	%	倍
保健師(警察職員)	1	15(15)	12(12)	4(4)	80.0	12.0

※表中の( )は女性の内数。

2 試験日程

第1次試験	試 験 日	9月19日(日)
	試 験 会 場	鳥取大学共通教育棟
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式)
	合格者発表日	10月7日(木)
第2次試験	試 験 日	10月29日(金)(予定)
	試 験 会 場	県警察本部庁舎会議室
	試 験 種 目	論文試験、人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査
	採用候補者発表日	11月30日(火)(予定)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(2) 議案第2号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。

(4) 議案第3号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

① 申請のあった職

診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、臨床心理士及び医療ソーシャルワーカー

② 採用予定者数

職 種	採用予定者数
診療放射線技師	4名
理学療法士	1名

作業療法士	1名
臨床検査技師	1名
臨床心理士	1名
医療ソーシャルワーカー	1名

③ 採用予定日

平成23年4月1日

ただし、必要な免許等を有しており、かつ、合格者の事情によっては、これ以前に採用することもある。

④ 申請理由

以下の理由により採用者を確保しなければならないため。

職 種	申 請 理 由
診療放射線技師	県立病院は「地域がん診療連携拠点病院」に指定されており、放射線治療機器の高度化を行う予定。体制強化のためには、それらの放射線治療機器の精度管理・品質管理を行う診療放射線技師も増員が必要。
理学療法士	リハビリテーションを必要とする患者が増加しており、職員を増員し、体制を充実させたい。
作業療法士	今年度末に退職を予定している職員がおり、採用者の確保が必要。
臨床検査技師	
臨床心理士	県立病院は「地域がん診療連携拠点病院」に指定されており、がん診療の一環として行われる緩和ケアの充実を図っている。患者及びその家族の心理的支援等を行い円滑な治療に結びつけていくため、採用者を確保し、がん相談体制を充実させたい。
医療ソーシャルワーカー	近年、長期入院患者の退院援助の相談件数が急増しており、現在の人員では対応できていない。特に中央病院は「地域医療支援病院」として地域の医療機関等との連携を図っているが、患者への退院支援が強く求められているため、職員を増員し、退院支援体制を充実させたい。

⑤ 選考方法

病院局において採用試験を実施する。

試験内容

- ・ 論文試験（公務員として必要な識見、思考力等及び専門的知識についての記述式試験）
- ・ 面接試験（個別面接による人物試験、専門的知識についての口述試験）

受験資格

- ・ 年齢要件  
昭和26年4月2日以降生まれの者（平成23年4月1日時点で満59歳以下の者）
- ・ 資格要件

職 種	資 格 要 件
-----	---------

診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有する者又は平成 23 年 4 月 30 日までに同免許を取得する見込みの者
理学療法士	理学療法士の免許を有する者又は平成 23 年 4 月 30 日までに同免許を取得する見込みの者
作業療法士	作業療法士の免許を有する者又は平成 23 年 4 月 30 日までに同免許を取得する見込みの者
臨床検査技師	臨床検査技師の免許を有する者又は平成 23 年 4 月 30 日までに同免許を取得する見込みの者
臨床心理士	(財)日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士資格認定証の交付を受けている者又は平成 23 年 4 月 30 日までに同認定証の交付を受ける見込みの者
医療ソーシャルワーカー	次のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉士の資格を有する者又は平成 23 年 4 月 30 日までに同資格を取得する見込みの者</li> <li>・ 医療ソーシャルワーカー業務の実務経験が 3 年以上ある者</li> </ul>

#### ⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職である。

選定方法について、適当であると判断する。

#### (4) 議案第 4 号

人事委員会規則の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説 明】

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするもの。

#### ①規則の名称

住居手当に関する規則

#### ②改正概要

- (1) 住居手当の支給の対象とならない職員の範囲について所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日は、鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の施行日とする。

#### 6 次回の人事委員会の開催

平成 22 年 11 月 10 日 (水) 午前 10 時 00 分から開催することとした。